

このような場合は健康保険は使えません!

皆さんが病気やケガをしたとき、ほとんどの場合は健康保険で治療を受けられますが、**下記のようなケースは保険適用外となります**。健康保険で治療を受けると、保険給付分の返還や届出等が必要になりますので、ご注意ください。

工作中的ケガは 労災保険の 対象です



仕事中や通勤の途中などのケガの治療は、労災保険の対象となり、健康保険は使えません。労災病院や労災指定病院で仕事中・通勤中のケガであることを伝えれば、原則自己負担なく治療を受けることができます。発生時は、すぐにお勤め先の人事担当者ご連絡しましょう。

※私的な活動や、休憩時間中のスポーツ、居酒屋や映画館に寄ったときなどの傷病は、労災保険の対象にはなりません。労災保険の対象に当たるかどうかは、お勤め先の人事・総務(社会保険)担当者を通じて、労働局や労働基準監督署にご確認ください。

【業務災害(仕事中)】

- 仕事をしているとき
- 仕事中でトイレに行ったとき
- 仕事で外出しているとき
- 出張先で仕事をしているとき など

【通勤災害(通勤途中)】

- 仕事先への行き帰り
- 通勤途中に日用品の購入のためにお店に行ったとき など

交通事故等による ケガの治療費は 加害者請求が 基本です

自動車事故など第三者行為によるケガや病気の治療に健康保険は使えますが、後日イオン健康保険組合は、立て替えた治療費を加害者に損害賠償請求します。第三者行為にあったときは、なるべく早くイオン健康保険組合へご連絡ください。

※示談するときは事前に健康保険組合に相談してください。示談の内容によっては、健康保険で治療が受けられなくなる場合もあります。



▲詳しくはこちら

接骨院・整骨院で 健康保険が 使えるのは ケガの場合のみ



このような
ケースでは、
健康保険は
使えません!

接骨院や整骨院は病院ではないので、健康保険が使えるのは、**原因がはっきりしているケガに対する施術のみ**に限られます。具体的には、打撲・ねんざ・挫傷(肉離れ)、脱臼・ひび・骨折のみ。応急手当以外は医師の同意が必要です。

- 日常生活の疲れによる肩こりや腰痛
- スポーツによる肉体疲労や筋肉痛
- 加齢による身体の痛みなどの不具合
- 病気(脳疾患・ヘルニアなど)による痛みやしびれ
- 過去のケガによる痛み ● 骨盤矯正
- 整形外科などの医療機関にかかっているケガ など

次のような ときには 給付が制限 されます



健康保険制度の健全な運営を阻害することになるため、次のような場合は保険給付の全部または一部が制限されます。

- ① 故意に事故を起こしたとき…保険給付は行われません。
- ② ケンカ、泥酔などで事故を起こしたとき
…保険給付の全部または一部が制限されます。
- ③ 正当な理由がないのに医師の指示に従わなかったとき
…保険給付の一部が制限されます。
- ④ 詐欺その他不正な行為によって保険給付を受けたとき
…保険給付は行われません。刑法上の詐欺罪に当たります。
- ⑤ 健康保険組合の質問や指示する診断などに応じないとき
…保険給付の全部または一部が制限されます。

